

新たな地域医療構想の策定

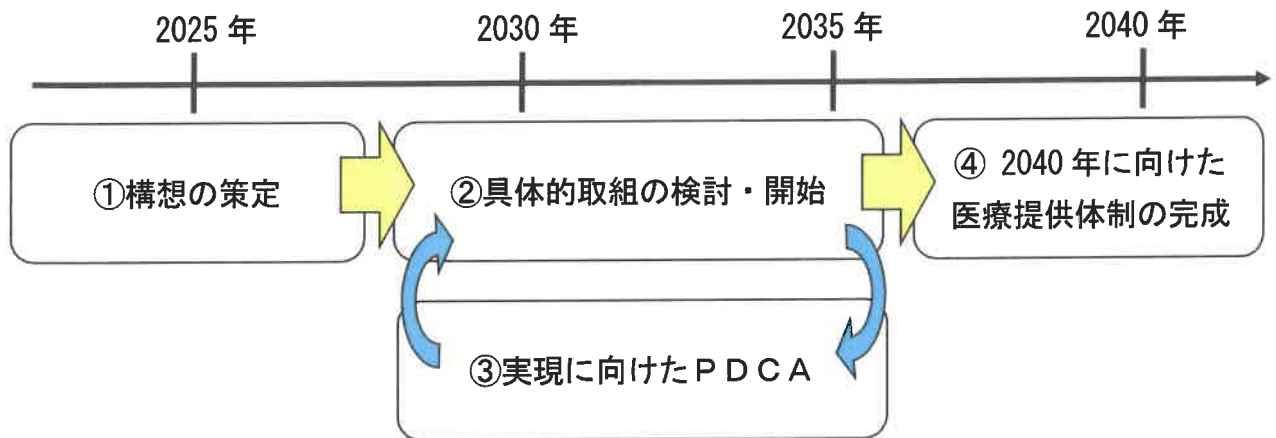
1 要 旨

- ・ 静岡県では、2040年を見据えた、入院・外来・在宅医療、介護との連携を含む将来の医療提供体制全体の構想として、新たな地域医療構想を策定・推進していきます。
- ・ 新たな地域医療構想は、医療計画の上位概念として位置付けられます。各都道府県は、国のガイドラインに基づき、令和8年度以降、順次検討・取組を開始し、令和10年度までに構想を策定していきます。
- ・ 静岡県は、医療機関の機能分化・連携の一層の推進に向け、地域医療連携推進法人制度を更に活用するよう、令和8年度に新たな支援制度を創設します。

2 現行の構想との比較

	現行の構想	新たな構想	
構 想 期 間	2015～2025年（2026年度も継続）	2027年度（令和9年度）から順次開始	
位 置 付 け	医療計画の記載事項の一つ	医療計画の上位概念	
基本的考え方	団塊の世代が後期高齢者となる2025年の医療需要を踏まえた病床の機能分化・連携の推進	高齢者数がピークとなる2040年に向け、入院・外来・在宅医療、介護との連携、人材確保等を含むあるべき医療提供体制を実現	
方 向 性	主に入院医療を対象とした病床の機能分化・連携の推進	外来医療・在宅医療、介護連携、医療従事者確保等も対象とし、「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化	
構 想 区 域	二次医療圏を基本（本県は同一）	必要に応じ見直し	
病 床 機 能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度急性期 ・ 急性期 ・ 回復期 ・ 慢性期 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度急性期 ・ 急性期 ・ 包括期（回復期＋高齢者等の急性期患者への医療機能） ・ 慢性期 	
医療機関機能（新）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者救急・地域急性期機能 ・ 在宅医療等連携機能 ・ 急性期拠点機能 ・ 専門等機能 	構想区域ごと
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 医育及び広域診療機能 	広域
医 療 介 護 総合確保基金	・ 病床の機能分化・連携の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病床の機能分化・連携の支援 ・ 医療機関機能に着目した取組の支援 	
精神医療（新）	—	精神科病院における医療機関機能等について、国WGで今後検討予定	

3 構想の進め方（イメージ）



※第 119 回社会保障審議会医療部会資料（令和 7 年 10 月 3 日）より作成

(1) 地域医療連携推進法人制度の活用

- ・ 医療需要や疾病構造の変化、医療従事者の不足が見込まれるため、地域医療連携推進法人制度を活用し、医療資源や症例を集約することで、効率的で質の高い、持続可能な医療提供体制の構築を図ります。
- ・ 地域医療連携推進法人は、医療機関の機能分化と連携を進め、質の高い医療を効率的に提供するために平成 29 年度に創設された制度です。
- ・ 参加法人間の病床融通が可能となり、病院診療科の再編と集約化の促進が期待できます。

(2) 本県の地域医療連携推進法人

医療圏	名称	参加病院等
駿東田方	静岡県東部メディカルネットワーク	順天堂大学医学部附属静岡病院、慈広会記念病院、中伊豆温泉病院、長岡リハビリテーション病院、伊豆赤十字病院、三島総合病院、伊豆保健医療センター
駿東田方 静岡 岡	ふじのくに社会健康医療連合	県立病院機構 3 病院（総合、こころ、こども）、清水さくら病院、静岡医療センター、静岡社会健康医学大学院大学
志太榛原	志太榛原医療連携ネットワーク	藤枝市立総合病院、聖稜リハビリテーション病院
西 部	浜松アカデミック・メディカル・アライアンス	浜松医科大学医学部附属病院、浜松医療センター

4 令和 8 年度当初予算

事業名	R 8 当初予算	事業の内容
地域医療機能最適化推進事業費助成（新規）	40,000 千円	地域医療構想の推進のため、地域医療連携推進法人が行う情報連携体制整備、病床及び診療科再編等に向けた分析等に対して助成

静岡県の令和8年度主な医療関係予算

(静岡県健康福祉部医療局)

(単位：千円)

事業名	R7当初	R8当初	R8当初予算の内容
地域医療機能最適化推進事業費 (新規)	—	40,000	地域医療構想の推進のため、地域医療連携推進法人が行う情報連携体制整備、病床及び診療科再編等に向けた分析等に対して助成します。
地域医療介護総合確保基金関連事業費	7,839,313	6,647,531	<p>医療・介護サービスの提供体制の更なる充実を図るため、各種事業を実施します。</p> <p>【地域における医療提供体制の再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん医療均てん化推進事業費助成 ・地域医療連携推進事業費助成 ・地域医療確保支援研修体制充実事業費 <p>【病床機能再編支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能再編支援事業費助成 <p>【在宅医療の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進事業費 ・認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費 <p>【医療従事者の確保・養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーチャルメディカルカレッジ運営事業費 ・医師偏在対策強化事業費助成 ・女性医師支援センター事業費 ・静岡県ドクターバンク運営事業費 ・看護職員確保・質向上対策事業費 ・産科医療確保事業費 ・医療DX人材養成事業費 <p>【勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療勤務環境改善体制整備事業費助成 <p>【介護施設等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険関連施設整備事業費助成 <p>【介護従事者の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材確保対策事業費 ・介護人材就業・定着促進事業費 ・介護人材育成事業費
バーチャルメディカルカレッジ運営事業費(一部再掲)	1,724,200	1,719,100	<p>地域医療支援センターが運営する「バーチャルメディカルカレッジ」の取組を通じて、本県の医師確保対策の充実・強化を図り、県内外からの多くの医師の確保、定着と地域間の医師の偏在解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機能：次世代医師リクレーター活動 ほか ・臨床機能：専門医研修プログラム管理支援 ほか ・医師配置調整機能：専任医師による配置調整 ほか ・医学生確保機能： 医学修学研修資金貸与(新規貸与120人：20万円/月)

令和7年度補正分（物価高騰対策関係） 病院向け主要助成制度一覧

- (※1) 事業者欄の区分及び記号の意味は
 「独法」・・・独立行政法人国立病院機構の独立行政法人、国立大学法人等
 「公立」・・・都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人
 「公的」・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
 「民間」・・・上記以外のもの
 ○・・・事業者となり得る ×・・・事業者となり得ない
- (※2) 補助区分
 「直接」・・・国が事業者に直接交付する補助金
 「間接」・・・都道府県が国から交付を受け、事業者へ交付する間接補助金
 「県単」・・・県の一般財源等より交付する県単独事業
- (※3) 事業区分は保健医療計画の6事業による分類

※補正予算に係る助成制度については、募集期間が非常に短い事業や、国の要綱等が出ておらず事業内容が未確定な事業などがあるため、直接関係する病院の官様にお知らせいたしますので、御承知置きたくさるようお願いいたします。

【医療政策課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別										
医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 賃上げに必要な経費 診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための給付金 ※ただし、上記のいずれも国直営病院は対象となりません。(国直営は、例えばハンセン病療養所、自衛隊病院、宮内庁病院などを指し、国立大学法人は含まれません)	<ul style="list-style-type: none"> ●病院賃上げ支援事業 84千円/床 ●病院物価支援事業 111千円/床+加算額 (①、②又は③のいずれか) <ul style="list-style-type: none"> ①救急車の受入件数に応じた加算 5,000千円~200,000千円/施設 ②全身麻酔の手術総数に応じた加算 800件以上の病院が対象 20,000千円又は80,000千円/施設 ③分娩件数に応じた加算 (①のうち救急車受入件数が3,000件未満の病院に限る。ただし、三次救急病院は適用しない。) 分娩件数に3を乗じた数が800件以上の病院が対象 20,000千円又は80,000千円/施設	10/10 (国)	直接	その他	その他										
【医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○※</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○※	○	○					
独法	都道府県	公立	公的	民間												
○	○	○※	○	○												
医療機関診療経費等物価高騰対策支援事業	診療に係る経費等(材料費等) ※ただし、地方自治体の一般会計で直接運営する病院は対象となりません。	22床以上 8千円 21床 13,500円 20床 19,500円	10/10 (国)	間接	その他	その他										
【物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○※</td> <td>○※</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○※	○※	○	○					
独法	都道府県	公立	公的	民間												
○	○※	○※	○	○												

【地域医療課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別										
医療機関等生産性向上設備整備等支援事業費助成	業務効率化・職場環境改善に関する目標値を設定し、進捗管理を行う「業務効率化推進委員会」を設置し、業務効率化・職場環境改善に資するICT機器等の導入等の取組を行う病院	効率化のためのICT機器導入経費 ・上限8千万円/病院	4/5	間接	医療人材の確保	その他										
【医療施設等持続化支援事業費補助金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○					
独法	都道府県	公立	公的	民間												
○	○	○	○	○												
へき地における看護師特定行為研修推進モデル事業費助成	指定研修機関	<ul style="list-style-type: none"> へき地の病院看護師が特定行為研修を受講するために、指定研修機関在籍看護師がへき地病院へ在籍出向に係る経費 へき地での医師との協働調整に係る経費 へき地の病院・診療所等におけるオンライン診療導入に係る経費 特定行為研修準備委員会の設置に係る経費 ・上限9,908千円	10/10	間接	医療人材の確保	運営費										
【医療施設運営費等補助金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○					
独法	都道府県	公立	公的	民間												
○	○	○	○	○												

令和8年度 病院向け主要助成制度一覧

- (※1) 事業者欄の区分及び記号の意味は
 「独法」・・・独立行政法人国立病院機構の独立行政法人、国立大学法人等
 「公立」・・・都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人
 「公的」・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
 「民間」・・・上記以外のもの
 ○・・・事業者となり得る ×・・・事業者となり得ない
- (※2) 補助区分
 「直接」・・・国が事業者へ直接交付する補助金
 「間接」・・・都道府県が国から交付を受け、事業者へ交付する間接補助金
 「県単」・・・県の一般財源等より交付する県単独事業
- (※3) 事業区分は保健医療計画の6事業による分類

【地域医療課（R7医療政策課）所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別																											
地域医療機能最適化推進事業費助成	地域医療連携推進法人が行う情報連携体制整備、病床及び診療科再編に向けた計画策定、経営分析等 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1法人当たり 上限20,000千円	1/2	県単	その他	その他施設設備																											
地域医療機能分化等推進事業費助成	地域医療連携推進法人等が行う施設・設備整備（地域医療連携推進計画に基づくもので、許可病床を削減すること。設備整備は施設整備に付随して行われること） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">改修</td> <td>補助単価</td> <td>295,100円/㎡</td> </tr> <tr> <td>基準面積</td> <td>6.4㎡/床</td> </tr> <tr> <td>病床上限</td> <td>60床</td> </tr> <tr> <td>補助単価</td> <td>264,400円/㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新築・増設</td> <td>基準面積</td> <td>25㎡/床</td> </tr> <tr> <td>病床上限</td> <td>120床（公的・公立240床）</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">設備</td> <td>へき地</td> <td>1箇所当たり：100,000千円</td> </tr> <tr> <td>医療機器</td> <td>22,000千円</td> </tr> <tr> <td>心臓病専用機器</td> <td>6,285千円</td> </tr> <tr> <td>脳卒中専用機器</td> <td>6,285千円</td> </tr> <tr> <td>医学的リハ機器</td> <td>11,000千円</td> </tr> <tr> <td>心電図受信装置</td> <td>2,774千円</td> </tr> </table>	改修	補助単価	295,100円/㎡	基準面積	6.4㎡/床	病床上限	60床	補助単価	264,400円/㎡	新築・増設	基準面積	25㎡/床	病床上限	120床（公的・公立240床）	設備	へき地	1箇所当たり：100,000千円	医療機器	22,000千円	心臓病専用機器	6,285千円	脳卒中専用機器	6,285千円	医学的リハ機器	11,000千円	心電図受信装置	2,774千円	計画策定 1/2（基金） 施設整備 設備整備 2/3（基金）	県単	その他	その他施設設備
改修	補助単価	295,100円/㎡																															
	基準面積	6.4㎡/床																															
	病床上限	60床																															
	補助単価	264,400円/㎡																															
新築・増設	基準面積	25㎡/床																															
	病床上限	120床（公的・公立240床）																															
設備	へき地	1箇所当たり：100,000千円																															
	医療機器	22,000千円																															
	心臓病専用機器	6,285千円																															
	脳卒中専用機器	6,285千円																															
	医学的リハ機器	11,000千円																															
	心電図受信装置	2,774千円																															
【地域医療介護総合確保基金】																																	

【地域医療課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別															
救命救急センター運営事業	救命救急センターの運営に必要な経費（給与費、経費等） 三位一体改革により（H18から公立は対象外） 独法 都道府県 公立 公的 民間 × × × ○ ○	<table border="1"> <tr> <td>施設運営 ※黒字病院は1/2</td> <td>30床</td> <td>171,675千円</td> </tr> <tr> <td>ドクターカー運転手</td> <td></td> <td>4,701千円</td> </tr> <tr> <td>在日外国人にかかる未収金 1人1ヶ月20万円を超える額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>専門医加算</td> <td></td> <td>13,272千円</td> </tr> <tr> <td>小児専用加算</td> <td></td> <td>55,995千円</td> </tr> </table>	施設運営 ※黒字病院は1/2	30床	171,675千円	ドクターカー運転手		4,701千円	在日外国人にかかる未収金 1人1ヶ月20万円を超える額			専門医加算		13,272千円	小児専用加算		55,995千円	2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	運営費
施設運営 ※黒字病院は1/2	30床	171,675千円																			
ドクターカー運転手		4,701千円																			
在日外国人にかかる未収金 1人1ヶ月20万円を超える額																					
専門医加算		13,272千円																			
小児専用加算		55,995千円																			
【医療提供体制推進事業費補助金】		ドクターカーの運用に必要な経費（給与費、経費等） 独法 都道府県 公立 公的 民間 × × × ○ ○	3/4 (国1/2 県1/4)	運営費	間接	救急															
小児救命救急センター運営事業	小児救命救急センターの運営に必要な経費（給与費、経費等） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1箇所当たり 202,607千円 研修加算 9,007千円	1/3 (国)	間接	救急	運営費															
【医療提供体制推進事業費補助金】																					
小児集中治療室医療従事者研修事業	小児集中治療室における研修事業に必要な給与費、需用費等 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1箇所当たり 12,612千円	1/2 (基金)	県単	救急	運営費															
【地域医療介護総合確保基金】																					
ドクターヘリ導入促進事業	ドクターヘリの運航に要する経費（運航委託経費、人件費、運航調整委員会経費） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	ドクターヘリ運航委託経費※補助基準額は一部省略 位置情報把握システム対応 年間飛行時間100時間以上150時間未満 309,156千円 年間飛行時間150時間以上200時間未満 319,156千円 年間飛行時間200時間以上250時間未満 329,156千円 年間飛行時間250時間以上300時間未満 339,156千円 年間飛行時間300時間以上350時間未満 349,156千円 年間飛行時間350時間以上 359,156千円 搭乗医師・看護師確保経費 17,917千円 運航連絡調整員確保経費 1,942千円 運航調整委員会経費 3,542千円 レジストリ構築経費 1,086千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	救急	運営費															
【医療提供体制推進事業費補助金】																					

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別
救急救命士病院実習受入促進事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	病院の開設者が行う救急救命士の病院実習(気管挿管病院実習、就業前教育、再教育)受入事業 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1箇所当たり1,369千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	救急	運営費
救急患者退院コーディネーター事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費、委託料 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1箇所当たり9,724千円×事業月数/12	1/3 (国1/3)	間接	救急	運営費
病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	病院間の患者搬送のための病院救急車の運営に必要な経費(給与費、経費等) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1か所当たり4,701千円×事業月数/12	1/2 (国1/2)	間接	救急	運営費
休日夜間急患センター施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	休日夜間急患センターとして必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	施設 人口10万人以上 150㎡×484千円 人口5~10万人 100㎡×484千円 設備 人口10万人以上 4,400千円 人口5~10万人 3,300千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	施設設備
病院群輪番制病院施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	病院群輪番制病院として必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	施設 新築、増改築 150㎡×484千円 心臓病専用病室 30㎡×484千円 脳卒中専用病室 30㎡×484千円 設備 医療機器 22,000千円 心臓病専用機器 6,285千円 脳卒中専用機器 6,285千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	施設設備
救命救急センター施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	救命救急センターとして必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	施設 センター施設 2,300㎡×484千円 脳卒中専用病室 60㎡×484千円 ヘリポート 96,836千円 設備 センター医療機器 256,300千円 心臓病機器 62,856千円 脳卒中機器 62,856千円 ドクターカー 58,737千円 心電図受信装置 2,774千円 無線装置 1,100千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3) ※ドクターカー(国1/2 県1/4)	間接	救急	施設設備
病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	病院間の患者搬送のための病院救急車及び病院救急車に搭載する医療機器等の購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1か所当たり 26,966千円	1/2 (国1/2)	間接	救急	施設設備
高度救命救急センター設備整備事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	高度救命救急センターとして必要な医療機器の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	広範囲熱傷用医療機器 88,000千円 指切切断用医療機器 8,542千円 急性中毒用医療機器 32,039千円	2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	設備
基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院として必要な施設・設備整備事業 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	施設補強 2,300㎡×84.1千円 備蓄倉庫 198,937千円 自家発電装置 182,276千円 受水槽 167,974千円 研修部門 153,031千円 ヘリポート 179,410千円 給水設備 78,989千円 燃料タンク 36,426千円 医療機器等 32,039千円 施設補強 2,300㎡×84.1千円 備蓄倉庫 56,113千円 自家発電装置 182,276千円 受水槽 167,974千円 ヘリポート 96,836千円 給水設備 78,989千円 燃料タンク 36,426千円 医療機器等 19,224千円	0.5(国) 0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3) 0.5(国) 0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	災害	施設設備
医療施設等耐震整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する施設整備費 <対象施設> ・救命救急センター、病院群輪番制病院等 ・Is値0.3未満の建物を有する病院の開設者 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × △ ○	・補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×84,100円 ・新築、増改築 ア Is値0.4未満の救命救急センター等 イ Is値0.3未満の病院 基準面積 2,300㎡×399,800円	0.5 (国)	間接	災害	施設
医療施設浸水対策事業 【医療提供体制施設整備交付金】	医療施設における浸水対策の充実・強化 *浸水想定区域及び津波災害警戒区域に所在し、当該区域から移転できない医療機関であること。 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	・止水板等の設置 1か所あたり 72,300千円 ・医療用設備の移設 1か所あたり 51,439千円 ・電源設備の移設 1か所あたり 40,591千円	0.33 (国)	間接	災害	施設
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業 【医療施設等施設整備補助金】	病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	基準単価 93千円/m ただし、30mを上限とする。	1/3 (国)	間接	災害	施設

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別
医療施設非常用通信設備整備事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	非常用通信設備を整備するために必要な経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	衛星携帯電話や衛星データ通信等の非常用通信設備 1か所あたり 741千円	1/3 (国)	間接	災害	設備
へき地医療対策事業 【医療施設運営費等補助金】	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費(へき地医療拠点病院運営費、へき地患者輸送車(艇)運行事業) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	・へき地医療拠点病院運営費 へき地医療活動経費 医師:61,000円×延日数 その他:25,000円×延日数 医療費…医療に要した実支出額等 ・へき地患者輸送車(艇)運行事業 基準額:765千円	10/10 (国1/2 県1/2) 1/2 (国)	間接	へき地	運営費
へき地医療拠点病院設備整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地医療拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	医療機器 55,000千円 歯科医療機器等 27,500千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	へき地	設備
へき地診療所設備整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地診療所として必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	医療機器 16,500千円	1/2 (国)	間接	へき地	設備
へき地患者輸送車(艇)整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地患者輸送車(艇)の整備事業 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	患者輸送車 マイクロバス 2,829千円 ワゴン車 1,474千円 ※市町等の場合 ※へき地診療所等の場合	1/2 (国) 10/10 (国1/2 県1/2)	間接	へき地	設備
へき地医療施設設備整備促進事業 【医療施設等設備整備費補助金】	市町、一部事務組合、公的団体が行うへき地の医療施設に必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 × × ○ ○ ×	施設 対象 基準面積 基準単価 病院 1,000㎡等 214.6千円 診療所 160㎡等 160.9千円 設備 対象 補助基準額 病院 100,000千円 診療所 50,000千円	1/2 (県)	県単	へき地	施設設備
総合周産期母子医療センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な経費(給料、手当、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費、減価償却費等) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	MFICU民間:6,111千円/床 MFICU公立:2,236千円/床 NICU民間:3,693千円/床 GCU民間:1,758千円/床 母体救命強化加算:17,917千円 麻酔科医配置加算:13,103千円 臨床心理技術者配置加算:5,966千円	1/3 (国)	間接	周産期	運営費
地域周産期母子医療センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な経費(給料、手当、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費、減価償却費等) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	MFICU民間:11,423千円/床 MFICU公立:7,923千円/床 NICU民間:9,066千円/床 NICU公立:5,772千円/床 GCU民間:2,513千円/床 GCU公立:915千円/床 母体救命強化加算:17,917千円/ヶ所 麻酔科医配置加算:13,103千円 臨床心理技術者配置加算:5,966千円	1/3 (国)	間接	周産期	運営費
地域療育支援施設運営事業 (医療提供体制推進事業費補助金)	地域療育支援施設運営事業に必要な経費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、消耗品費、材料費等) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	23,985千円×事業月数/12 ※4床以上整備する場合は、23,985千円に3床を超える部分について1床当たり7,995千円を増額する(ただし、整備は10床を限度とする)	1/2 (国)	間接	周産期	運営費
産科救急受入医療機関支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	産科救急受入医療機関の以下の費用 ・24時間対応に要する人件費 ・NICU運営費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	24時間対応に要する人件費 補助基準額 17,917千円/ヶ所 NICU運営費 補助基準額 3,693千円/NICU病床数	1/6 1/3 (県)	県単	周産期	運営費
新生児医療担当医確保支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	新生児担当医に対する手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1入院当たり10,000円	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費
産科医等育成支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	産科の専攻医に対する手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	研修医1人50,000円/月	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費
産科医等確保支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	産科医・助産師に対する分娩取扱手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1分娩当たり 10,000円 加算:1帝王切開当たり 10,000円	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費
産科医療施設等整備事業 【医療施設等施設整備費補助金】 【医療施設等設備整備費補助金】	分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所の新築、増築、改築及び改修等の施設(分娩室、病室、宿泊施設等)及び設備(分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等)に対する助成 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	施設 対象 基準面積 基準単価 診療部門 194㎡ 484,000円 宿泊施設 室数×40㎡ 484,000円 設備 17,035千円	1/2 (国)	間接	周産期	施設設備
周産期医療施設施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	周産期医療施設の施設整備及び医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	施設 基準面積 基準単価 300㎡ 484,000円 設備 周産期医療機器 31,975千円 ドクターカー 32,039千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	周産期	施設設備

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等			補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別
		区分	基準額	算出方法				
小児救急医療支援事業	市町が実施する小児救急医療支援事業に必要な経費(給与費等)	休日	A, B 26,310円 C 13,150円	×診療日数	2/3 (基金)	県単	小児	運営費
	H17末で県単付増廃止	夜間	26,310円					
	独法 都道府県 公立 公的 民間	夜間加算	19,782円					
	○ ○ ○ ○ ○	電話相談加算	14,838円					
	【地域医療介護総合確保基金】	オンコール	13,570円					
小児医療施設施設・設備整備事業	小児医療施設の施設整備及び医療機器等の備品購入費	施設	基準面積 800㎡ 基準単価 484,000円	×	0.33 (国)	間接	小児	施設設備
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間	設備	小児医療機器 26,400千円					
小児集中治療室施設・設備整備事業	小児専門集中治療室として必要な施設・設備整備事業	施設	20㎡×病床数×484,000円	×	0.33 (国)	間接	小児	施設設備
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間	設備	11,550千円					
小児救急遠隔医療設備整備事業	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパノロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等のコンピューター及び付属機器等の購入費	小児救急遠隔画像診断装置	基準額	×	3/4 (国1/2 県1/4)	間接	小児	設備
	独法 都道府県 公立 公的 民間	支援側医療機関	25,073千円					
	○ ○ ○ ○ ○	依頼側医療機関	病院 29,159千円 診療所 23,104千円					
	【医療提供体制推進事業費補助金】	(支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合計額とすることができる。)						
	○ ○ ○ ○ ○							
病床機能分化促進事業	・地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床の転換に必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費 ・病床最適化に取り組む病院に対しては基準面積を増やして増改築を支援(病床転換を行わない場合でも基準単価を減じて支援)	施設	改修 補助単価 273,000円/㎡ 基準面積 6.4㎡/床 病床上限 60床 増改築 補助単価 273,000円/㎡ (病床転換無し) 244,600円/㎡ 基準面積 25㎡/床 病床上限 120床(公的・公立240床)	×	1/2 (基金)	県単	在宅	施設設備
	独法 都道府県 公立 公的 民間	設備	へき地 1箇所当たり:100,000千円 医療機器 22,000千円 心臓病専用機器 6,285千円 脳卒中専用機器 6,285千円 医学的リハ機器 11,000千円 心電図受信装置 2,774千円					
	○ ○ ○ ○ ○			×	0.33 (国)	間接	その他	施設設備
	【地域医療介護総合確保基金】							
共同利用施設施設・設備整備事業	施設: 共同利用施設として必要な特殊診療棟、開放型病棟の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 設備: 共同利用施設として必要な医療機器の購入費	施設	特殊診療棟 300㎡ 開放型病棟(50床を限度) 13.88㎡×一般病床(耐火構造) 12.56㎡×一般病床(ブロック・木造) 基準単価 鉄筋コンクリート 診療棟 484千円 病棟 484千円	×	2/3 (国1/3 県1/3)	間接	その他	施設設備
	独法 都道府県 公立 公的 民間	設備	地域医療支援病院 1か所当たり220,000千円(下限額:1品につき1,000千円) それ以外 1か所当たり220,000千円(下限額:1品につき1,000千円)					
	○ ○ ○ ○ ○			×	0.33 (国)	間接	その他	施設
	【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】							
医療施設近代化施設整備事業	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上につながる新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ※R1より病院に対する助成は、下記に限定。 ・精神病棟 ・結核病棟 ・療養環境 ※補助対象: 精神科病院のみ(H30~) ※平成31年度以降事業変更可能性あり(国庫事業)	基準額=基準面積×基準単価 ※電子カルテシステム整備時は605千円/床を加算	1 病棟部分基準面積 病棟面積/床≧18㎡ 25㎡×整備後の整備区域の病床数 病室面積/床≧6.4㎡ 病棟面積/床≧16㎡ 22㎡×整備後の整備区域の病床数 病室面積/床≧5.8㎡	×	0.33 (国)	間接	その他	施設
	独法 都道府県 公立 公的 民間	2 基準面積(加算部分) 加算条件を満たす場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 25㎡×整備後の整備区域の病床数	病棟削減数 <20% 20%以上					
	○ × × ○ ○	3 基準単価(千円) 鉄筋コンクリート 病院 484千円	整備区域の整備後の病床数150床を限度(公的医療機関及び持分のない法人は300床を限度とする。)	×	1/2 (国)	直接	その他	施設
	【医療提供体制施設整備交付金】							
医療機器管理室施設整備事業	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	基準面積: 80㎡ 基準単価: 484千円 補助基準額=基準面積×基準単価		×	0.33 (国)	間接	その他	施設
	独法 都道府県 公立 公的 民間							
	○ × × × ○			×	1/2 (国)	直接	その他	施設
	【医療提供体制施設整備交付金】							
研修医のための研修施設	研修棟として必要な講義室、討論室、図書・視聴覚部門、仮眠室、管理部門、倉庫等の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費	基準面積: 研修医数×30㎡ (1,000㎡を限度) 基準額=基準面積×基準単価 基準単価: 273千円		×	1/2 (国)	直接	その他	施設
	独法 都道府県 公立 公的 民間							
	△ × × × ○			×	1/2 (国)	直接	その他	施設
	【医療施設等施設整備費補助金】							

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別		
遠隔医療設備整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の助言による適切な対応を可能にする遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び附属機器等の購入費	(単位：千円)		1/2 (国)	間接	その他		
		遠隔画像診断装置	基準額				下限額	
		遠隔病理診断	支援側				4,598	150
			依頼側				14,198	
		遠隔画像診断及び助言	支援側				16,390	
依頼側	14,855							
在宅患者用遠隔診療装置	8,250							
地球温暖化対策施設整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】	地球温暖化対策に資する施設整備	施設整備	109,430千円	0.33 (国)	施設	間接	その他	
	独法 都道府県 公立 公的 民間							
	○ ○ ○ ○ ○							

【医療人材課（R7地域医療課）所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助区分 (※2)	事業区分 (※3)	事業種別	
研修管理委員会等支援事業（基本領域） 【地域医療介護総合確保基金】	基本領域プログラム（静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認した基本領域専門研修プログラム（一般社団法人日本専門医機構が認定したものに限る。）の管理・運営を行う事業 ・報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1プログラム当たり	30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
		独法 都道府県 公立 公的 民間					
	○ ○ ○ ○ ○						
研修管理委員会等支援事業（その他領域） 【地域医療介護総合確保基金】	基本領域プログラム以外の専門研修プログラム（静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認したものに限る）の管理運営を行う事業（参加者の専門医の取得のために必要な経費） ・報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1プログラム当たり	30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
		独法 都道府県 公立 公的 民間					
	○ ○ ○ ○ ○						
指導医資質向上事業 【地域医療介護総合確保基金】	専門研修プログラムの基幹病院が、専門研修医等への指導のため、指導医（専門研修プログラムにおけるプログラムリーダーを除く）の指導技術を向上させるための事業 ・報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1施設当たり	30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
		独法 都道府県 公立 公的 民間					
	○ ○ ○ ○ ○						
医師偏在解消推進事業 【地域医療介護総合確保基金】	医師少数区域等（賀茂圏域、富士圏域、中東遠圏域等）に存する医療機関が支出する、免許取得後3～7年目で、国の認定※を受けた医師の下記の経費 ・研修の受講料及び旅費、医学用図書購入費等 ※令和2年4月から、厚生労働大臣が医師少数区域等における医療に関する経験を認定	認定を受けた医師1人当たり		10/10 (国1/2) (県1/2)	間接	その他	その他
		独法 都道府県 公立 公的 民間					
	○ ○ ○ ○ ○						
看護職員専門分野研修事業 【地域医療介護総合確保基金】	日本看護協会から認定看護師教育課程の認定を受けた者 ・県立静岡がんセンター ・静岡県看護協会	受講生1人当たり	98千円	定額	県単	医療人材の確保	運営費
		独法 都道府県 公立 公的 民間					
	○ ○ ○ ○ ○						

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別																			
看護師勤務環境改善・宿舎整備事業費助成	ナースステーションや看護師宿舎の整備を行う病院 <table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	×	×	×	○	<table border="1"> <tr> <td>看護 師 勤 務 環 境 改 善 施 設 整 備 事 業</td> <td> 補助 対 象 ナースステーション、カンファレンスルーム、処置室等の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 基準 面 積 等 看護単位数×基準面積50㎡と整備面積(延床面積)を比較して少ない方×単価(鉄筋コンクリート造:159,900円、ブロック造:139,700円) ナースコール更新付設の場合…建築単価114,200円上乗せ </td> </tr> <tr> <td>看護 師 宿 舎 施 設 整 備 事 業</td> <td> 補助 対 象 看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む) 基準 面 積 等 看護師×基準面積33㎡と整備面積(延床面積)を比較して少ない方×単価(鉄筋コンクリート造:178,500円、ブロック造:156,000円) </td> </tr> </table>	看護 師 勤 務 環 境 改 善 施 設 整 備 事 業	補助 対 象 ナースステーション、カンファレンスルーム、処置室等の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 基準 面 積 等 看護単位数×基準面積50㎡と整備面積(延床面積)を比較して少ない方×単価(鉄筋コンクリート造:159,900円、ブロック造:139,700円) ナースコール更新付設の場合…建築単価114,200円上乗せ	看護 師 宿 舎 施 設 整 備 事 業	補助 対 象 看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む) 基準 面 積 等 看護師×基準面積33㎡と整備面積(延床面積)を比較して少ない方×単価(鉄筋コンクリート造:178,500円、ブロック造:156,000円)	0.33(へき地病院の場合は0.5)	県単	医療人材の確保	施設					
独法	都道府県	公立	公的	民間																					
○	×	×	×	○																					
看護 師 勤 務 環 境 改 善 施 設 整 備 事 業	補助 対 象 ナースステーション、カンファレンスルーム、処置室等の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 基準 面 積 等 看護単位数×基準面積50㎡と整備面積(延床面積)を比較して少ない方×単価(鉄筋コンクリート造:159,900円、ブロック造:139,700円) ナースコール更新付設の場合…建築単価114,200円上乗せ																								
看護 師 宿 舎 施 設 整 備 事 業	補助 対 象 看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費(バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む) 基準 面 積 等 看護師×基準面積33㎡と整備面積(延床面積)を比較して少ない方×単価(鉄筋コンクリート造:178,500円、ブロック造:156,000円)																								
【地域医療介護総合確保基金】	*地方独立行政法人は対象外。																								
看護師特定行為研修派遣費助成	看護師を特定行為研修機関に派遣し、その入学金等を負担した病院又は訪問看護ステーション等 <table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○	1施設当たり 600千円 (対象経費:看護師を受講させる指定研修機関の入学金、受講料を病院等が負担した場合のその経費。)	1/2(訪問看護ステーション等は2/3)	県単	医療人材の確保	運営費									
独法	都道府県	公立	公的	民間																					
○	○	○	○	○																					
【地域医療介護総合確保基金】																									
認定看護師教育課程派遣研修費助成	看護師を認定看護師教育課程に派遣し、その入学金等を負担した300床未満の病院又は訪問看護ステーション等(認知症疾患医療センターが認知症分野の認定看護師教育課程に職員を派遣する際には病床数制限なし。) <table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○	1施設当たり 730千円 (対象経費:看護師を受講させる指定研修機関の入学金、受講料を病院等が負担した場合のその経費。)	1/2(訪問看護ステーション等は2/3)	県単	医療人材の確保	運営費									
独法	都道府県	公立	公的	民間																					
○	○	○	○	○																					
【地域医療介護総合確保基金】																									
特定認定看護師教育課程派遣研修費助成	看護師を認定看護師教育課程(B課程)に派遣し、その入学金等を負担した病院又は訪問看護ステーション等 <table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○	1施設当たり 1,000千円 (対象経費:看護師を受講させる指定研修機関の入学金、受講料を病院等が負担した場合のその経費。)	1/2(訪問看護ステーション等は2/3)	県単	医療人材の確保	運営費									
独法	都道府県	公立	公的	民間																					
○	○	○	○	○																					
【地域医療介護総合確保基金】																									
研修派遣機関代替職員費助成	(1) 特定行為研修及び認定看護師教育課程に職員を派遣中に代替職員を雇用する300床未満の病院又は訪問看護ステーション等(認知症疾患医療センターが認知症分野の認定看護師教育課程に職員を派遣する際には病床数制限なし。) (2) 特定行為研修及び認定看護師教育課程に職員を派遣中の訪問看護ステーション(代替職員を雇用しない場合に限る) <table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○	(1) 補助基準額 179.2千円/月 補助対象上限月数 ・特定行為研修:12ヶ月 ・認定看護師教育課程:7ヶ月 ・特定認定看護師教育課程:12ヶ月 (2) 1施設当たり 250千円/施設	1/2(訪問看護ステーション等は2/3) 10/10	県単	医療人材の確保	運営費									
独法	都道府県	公立	公的	民間																					
○	○	○	○	○																					
【地域医療介護総合確保基金】																									
特定行為研修運営費等助成	特定行為研修指定研修機関の協力施設 <table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○	<table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> <tr> <td>初度整備(導入費用)</td> <td>賃金、報償費、旅費、需用費等(1施設1回のみ)</td> <td>2,000千円</td> </tr> <tr> <td>運営経費</td> <td>賃金、報償費</td> <td>2,000千円</td> </tr> </table>	区分	対象経費	補助基準額	初度整備(導入費用)	賃金、報償費、旅費、需用費等(1施設1回のみ)	2,000千円	運営経費	賃金、報償費	2,000千円	10/10	県単	医療人材の確保	運営費
独法	都道府県	公立	公的	民間																					
○	○	○	○	○																					
区分	対象経費	補助基準額																							
初度整備(導入費用)	賃金、報償費、旅費、需用費等(1施設1回のみ)	2,000千円																							
運営経費	賃金、報償費	2,000千円																							
【地域医療介護総合確保基金】																									
看護職員確保対策事業のうち 新人看護職員研修	<ul style="list-style-type: none"> ●新人看護職員研修 自施設において国の「新人看護職員ガイドライン」に沿った卒業臨床研修を実施する病院 ●医療機関受入研修 新人看護職員研修を独自で実施できない病院等の新人看護職員を受け入れて研修を実施する病院 <table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●新人看護職員研修 <新人研修経費> (対象経費:人件費、報償費、旅費、需要費、役務費、使用料等) 1人の時 440千円 2人以上の時 630千円 (ただし、新人保健師・新人助産師のいずれかを含む場合776千円、この両方を含む場合922千円) <教育担当者研修> (対象経費:謝金、人件費、手当) 新人5人ごとに 215千円 (上限70人) ●医療機関受入研修 1~4人 113千円 5~9人 226千円 10~14人 566千円 15~19人 849千円 20人以上 1,132千円 20人を超える場合は1人増すごとに45千円 	1/2	県単	医療人材の確保	運営費									
独法	都道府県	公立	公的	民間																					
○	○	○	○	○																					
【地域医療介護総合確保基金】																									

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別																																																
病院内保育所運営費助成	病院内保育所を運営する民間及び公的 病院	<p>補助額=(補助基本額-保育料相当額)×調整率+加算額)×補助率</p> <p><規模の基準></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>保育児童数</td> <td>保育時間数</td> <td>保育士数</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>1人以上</td> <td>8時間以上</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>30人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>10人以上</td> </tr> </table> <p>※利用者から保育料金月額1万円以上徴収が必要</p> <p><補助基準額></p> <table border="1"> <tr> <td>A型</td> <td>257,700円×保育士2人×12月=6,184,800円</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>257,700円×保育士4人×12月=12,369,600円</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>257,700円×保育士6人×12月=18,554,400円</td> </tr> </table> <p><保育料相当額></p> <table border="1"> <tr> <td>A型</td> <td>24,000円×4人×12月=1,152,000円</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>24,000円×10人×12月=2,880,000円</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>24,000円×18人×12月=5,184,000円</td> </tr> </table> <p><加算額></p> <table border="1"> <tr> <td>24時間保育</td> <td>30,750円×運営日数</td> </tr> <tr> <td>病児等保育</td> <td>229,000円×運営月数 (延利用人数年10人以上の場合 276,000円×運営月数)</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保育</td> <td>27,210円×運営日数</td> </tr> <tr> <td>児童保育</td> <td>14,760円×運営日数 ただし、小学生に限る</td> </tr> <tr> <td>休日保育</td> <td>15,270円×運営日数</td> </tr> <tr> <td>延長保育</td> <td>3,280円×運営時間 ただし、通常開所時間(11時間)を越える保育。</td> </tr> </table> <p><調整率></p> <p>負担能力指数=補助を受けようとする年度の 前々年度の病院決算における当期剰余 金/補助を受けようとする年度の病院内 保育所運営費に係る設置者負担金</p> <p>ただし、病院内保育所設置後3年を経過し ない病院には調整率は適用しない。</p> <table border="1"> <tr> <td>負担能力指数</td> <td>調整率</td> </tr> <tr> <td>5未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>5以上20未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>20以上</td> <td>0.6</td> </tr> </table>		保育児童数	保育時間数	保育士数	A型	1人以上	8時間以上	2人以上	B型	10人以上	10時間以上	4人以上	C型	30人以上	10時間以上	10人以上	A型	257,700円×保育士2人×12月=6,184,800円	B型	257,700円×保育士4人×12月=12,369,600円	C型	257,700円×保育士6人×12月=18,554,400円	A型	24,000円×4人×12月=1,152,000円	B型	24,000円×10人×12月=2,880,000円	C型	24,000円×18人×12月=5,184,000円	24時間保育	30,750円×運営日数	病児等保育	229,000円×運営月数 (延利用人数年10人以上の場合 276,000円×運営月数)	緊急一時保育	27,210円×運営日数	児童保育	14,760円×運営日数 ただし、小学生に限る	休日保育	15,270円×運営日数	延長保育	3,280円×運営時間 ただし、通常開所時間(11時間)を越える保育。	負担能力指数	調整率	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6	2/3	県単	医療人材の確保	運営費
	保育児童数	保育時間数	保育士数																																																			
A型	1人以上	8時間以上	2人以上																																																			
B型	10人以上	10時間以上	4人以上																																																			
C型	30人以上	10時間以上	10人以上																																																			
A型	257,700円×保育士2人×12月=6,184,800円																																																					
B型	257,700円×保育士4人×12月=12,369,600円																																																					
C型	257,700円×保育士6人×12月=18,554,400円																																																					
A型	24,000円×4人×12月=1,152,000円																																																					
B型	24,000円×10人×12月=2,880,000円																																																					
C型	24,000円×18人×12月=5,184,000円																																																					
24時間保育	30,750円×運営日数																																																					
病児等保育	229,000円×運営月数 (延利用人数年10人以上の場合 276,000円×運営月数)																																																					
緊急一時保育	27,210円×運営日数																																																					
児童保育	14,760円×運営日数 ただし、小学生に限る																																																					
休日保育	15,270円×運営日数																																																					
延長保育	3,280円×運営時間 ただし、通常開所時間(11時間)を越える保育。																																																					
負担能力指数	調整率																																																					
5未満	1.0																																																					
5以上20未満	0.8																																																					
20以上	0.6																																																					
【地域医療介護総合確保基金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	×	×	○	○	<p>対象経費:生徒・学生を対象とした病院 体験事業に要する経費</p> <p>補助基準額 1病院当たり 400千円</p>	1/2	県単	医療人材の確保	運営費																																						
独法	都道府県	公立	公的	民間																																																		
○	×	×	○	○																																																		
【地域医療介護総合確保基金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○	<p>対象経費:</p> <ul style="list-style-type: none"> 働き方・休み方改善 勤怠管理システムの整備、医療ク ラークの配置に係る研修 等 働きやすさ確保のための環境整備 相談窓口設置に係る備品整備 等 働きがいの向上 復職支援に係る研修 等 <p>補助基準額 1病院当たり 6,000千円</p>	1/2 (許可病床数 200床未満 2/3)	県単	医療人材の確保	その他																																						
独法	都道府県	公立	公的	民間																																																		
○	○	○	○	○																																																		
【地域医療介護総合確保基金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	×	○	○	○	<p>①～③を全て満たす県内病院(ただし 県立は除く)</p> <p>①厚労省の「医療勤務環境改善マネジ メントシステムに関する指針」に基づ く改善計画を、静岡県医療勤務環境改 善支援センターの支援を受けて作成す る病院</p> <p>②改善計画に定めた事項を適切かつ継 続的に実施する病院</p> <p>③これまでに2回当該補助金を受けて いない病院</p>																																										
独法	都道府県	公立	公的	民間																																																		
○	×	○	○	○																																																		

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別										
地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金	<p>○「医師の労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組を実施する病院への助成</p> <p>以下の要件を満たす医療機関</p> <p>①救急車受入台数 1,000件以上2,000件未満/年 ほか</p> <p>②時間外・休日労働 年通算の時間外・休日労働時間が、960時間を超える又は超える恐れのある医師のいる医療機関</p> <p>※「960時間を超える又は超える恐れのある」＝時間外・休日労働が720時間～960時間以下</p> <p>○長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等への支援(新規)</p> <p>・年通算の時間外・休日労働時間が、960時間を超える又は超える恐れのある医師のいる医療機関に医師派遣を行う医療機関</p> <p>・上記の医療機関から派遣を受けている医療機関</p> <p>※「960時間を超える又は超える恐れのある」＝時間外・休日労働が720時間～960時間以下</p> <p>○教育研修体制を有する医療機関が行う勤務環境改善の取組に対する支援(新規)</p> <p>・救急車の受入台数が年1000～2000件未満など、地域医療に特別な役割がある</p> <p>・年通算の時間外・休日労働時間が、960時間を超える又は超える恐れのある医師のいる医療機関</p> <p>・①、②のいずれかを満たす医療機関</p> <p>①100床あたりの常勤換算医師数が40人以上かつ常勤換算医師数が40人以上の医療機関であって、臨床研修基幹病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹病院である医療機関</p> <p>②臨床研修基幹病院かつ基本19領域</p>	<p>医療機関が策定する「医師の労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組に要する経費</p> <p>ハード：I C T機器 ほか ソフト：医師事務作業補助者研修費 ほか</p> <p>・上限額：133 千円/最大使用病床数、更なる労働時間短縮の取組を実施する医療機関は266 千円/最大使用病床数</p> <p>医師派遣に係る逸失利益補填、医師派遣を目的とした寄附講座 等</p> <p>・単価(派遣医師1人)：1,250千円/月</p> <p>・派遣先医療機関が派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費</p> <p>単価(受入医師1人)：150千円</p> <p>医療機関が策定する「医師の労働時間短縮計画」に基づく総合的な取組に要する経費</p> <p>・上限額：133 千円/最大使用病床数、更なる労働時間短縮の取組を実施する医療機関は266 千円/最大使用病床数</p>	<p>ハード：9/10 ソフト：10/10</p>	県単	医療人材の確保	その他										
【地域医療介護総合確保基金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○					
独法	都道府県	公立	公的	民間												
○	○	○	○	○												

【疾病対策課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別																														
がん診療連携拠点病院機能強化事業	<p>がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院のがん医療提供に必要な経費</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">補助基準額</td> </tr> <tr> <td>都道府県がん診療連携拠点病院</td> <td>22,000千円</td> </tr> <tr> <td>地域がん診療連携拠点病院</td> <td>11,000千円</td> </tr> <tr> <td>地域がん診療病院</td> <td>5,500千円</td> </tr> </table>	補助基準額		都道府県がん診療連携拠点病院	22,000千円	地域がん診療連携拠点病院	11,000千円	地域がん診療病院	5,500千円	<p>10/10 (国1/2, 県1/2)</p>	間接	その他	運営費																						
補助基準額																																				
都道府県がん診療連携拠点病院	22,000千円																																			
地域がん診療連携拠点病院	11,000千円																																			
地域がん診療病院	5,500千円																																			
【感染症予防事業費等国庫補助金】	×																																			
がん医療均てん化推進事業費助成	<p>施設：がん診療拠点病院等が行う機能強化のために必要な治療施設の新築、増改築等に要する工事費又は工事請負費</p> <p>設備：がん診療拠点病院等が行う機能強化のために必要な治療設備・機器の整備に要する事業費</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">基準単価</td> <td>195,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">施設</td> <td>がん診療連携拠点病院</td> <td>低侵襲医療施設</td> </tr> <tr> <td>がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院</td> <td>放射線治療施設</td> </tr> <tr> <td>がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院</td> <td>化学療法施設</td> </tr> <tr> <td colspan="2">補助基準額＝基準単価×基準面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備</td> <td>地域の基幹となるがん診療連携拠点病院</td> <td>ゲノム医療、希少がん・難治性がん治療設備・機器</td> </tr> <tr> <td>がん診療連携拠点病院</td> <td>低侵襲医療設備・機器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院</td> <td>放射線治療設備・機器</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院</td> <td>化学療法・緩和ケア等設備・機器 (下限額：1品100千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">200,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">32,400千円(下限額：1品100千円)</td> <td></td> </tr> </table>	基準単価		195,800円	施設	がん診療連携拠点病院	低侵襲医療施設	がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院	放射線治療施設	がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院	化学療法施設	補助基準額＝基準単価×基準面積			設備	地域の基幹となるがん診療連携拠点病院	ゲノム医療、希少がん・難治性がん治療設備・機器	がん診療連携拠点病院	低侵襲医療設備・機器		がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院	放射線治療設備・機器		がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院	化学療法・緩和ケア等設備・機器 (下限額：1品100千円)	200,000千円			32,400千円(下限額：1品100千円)			<p>1/2 (基金)</p>	県単	その他	施設設備
基準単価		195,800円																																		
施設	がん診療連携拠点病院	低侵襲医療施設																																		
	がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院	放射線治療施設																																		
	がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院	化学療法施設																																		
補助基準額＝基準単価×基準面積																																				
設備	地域の基幹となるがん診療連携拠点病院	ゲノム医療、希少がん・難治性がん治療設備・機器																																		
	がん診療連携拠点病院	低侵襲医療設備・機器																																		
	がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院	放射線治療設備・機器																																		
	がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院	化学療法・緩和ケア等設備・機器 (下限額：1品100千円)																																		
200,000千円																																				
32,400千円(下限額：1品100千円)																																				
【地域医療介護総合確保基金】	<table border="1"> <tr> <td>独法</td> <td>都道府県</td> <td>公立</td> <td>公的</td> <td>民間</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○																									
独法	都道府県	公立	公的	民間																																
○	○	○	○	○																																

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別	
【感染症対策課所管分】							
第一種感染症指定医療機関運営事業 【医療施設運営費等補助金】	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な経費(需用費、役員費等)	1床当たり 6,294千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	感染症	運営費	
	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○						
第二種感染症指定医療機関運営事業 【医療施設運営費等補助金】	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な経費(需用費、役員費等)	1床当たり 1,982千円(陰圧あり) 1床当たり 1,521千円(陰圧なし)	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	感染症	運営費	
	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○						
感染症指定医療機関施設設備整備費助成 【保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金】	第二種感染症指定医療機関の指定に係る施設整備のために必要な経費(工事請負費及び工事事務費等)	1床当たり 4,029千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	感染症	施設 整備	
	新たに指定する医療機関 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○						
結核患者収容モデル病室 【保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金】	事業の実施主体が設置する結核患者収容モデル病室の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	厚生労働大臣の認めた額	10/10 (国)	直接	感染症	施設	
	独法 都道府県 公立 公的 民間 × ○ ○ ○ ○						
エイズ治療拠点病院 【保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金】	施設: エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 設備: 全国のエイズ治療拠点病院をネットワークでつなぐために必要な備品購入費及び患者モニター装置等、診療を行うために必要な機器及び剖検台を購入するために必要な備品購入費	個室整備	1室当たり30,000千円	1/2 (診療ネットワークのみ国10/10)	直接	感染症	施設 設備
		剖検室改修	1室当たり21,000千円				
		相談指導室	1室当たり5,000千円				
		エイズ専用外来診療室	1室当たり5,000千円				
	設備	診療ネットワーク 1施設当たり5,933千円 その他 厚生労働大臣が認めた額					
独法 都道府県 公立 公的 民間 × ○ ○ ○ ○							

【福祉長寿政策課所管分】 [参考]

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
訪問看護ステーション設置促進事業 【地域医療介護総合確保基金】	訪問看護ステーションの新規設置に要する事業の初年度に必要な設備整備費等	1箇所当たり: 4,960千円	1/2 (基金)	県単	在宅	その他
	<補助対象者> 訪問看護ステーションの開設者					
訪問看護提供体制充実事業 【地域医療介護総合確保基金】	新任訪問看護師育成のための同行研修に係る研修担当看護師の人員費等	基準額: 180,800円×雇用月数 (上限3か月)	1/2 (基金)	県単	在宅	その他
	<補助対象者> 訪問看護ステーションの開設者					
訪問看護出向研修支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	病院看護師の訪問看護ステーションへの出向研修に係る人員費等	病院 出向者に係る人員費 1病院当たり 3,000千円	1/3 (基金)	県単	在宅	その他
	<補助対象者> ・回復期リハビリ病棟又は地域包括ケア病床を有する病院の開設者 ・地域医療支援病院又は急性期病院の開設者(県総、こども、がんセ除く)	訪問看護ステーション 出向研修に係る費用(役員費、需用費、使用料) 1施設当たり 100千円	10/10 (基金)			
在宅医療提供体制整備事業 【地域医療介護総合確保基金】	地域での在宅医療提供体制の整備・充実に要する経費 <補助対象者> 在宅医療の圏域で、「必要な連携を担う拠点」、「積極的役割を担う医療機関」に位置付けられた病院等	1箇所当たり: 1,250千円	10/10 (基金)	県単	在宅	運営費